重要事項のご説明等のご案内

詳しくは下記コードまたはURLより、重要事項のご説明・お支払いする保険金および費用保険金のご説明・健康状態告知についてのご案内を読み込み、ご確認ください。ご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。

重要事項のご説明	お支払いする保険金および費用保険金のご説明	健康状態告知についてのご案内
https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_j_GN24-300732.pdf GN24-300732	https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_h_GN25-300014.pdf GN25-300014	https://aioinissaydowa-wpm.jp/gid/ds_k_GN24-300430.pdf GN24-300430

サービスのご案内

「共済医療保障プラン」に加入された被保険者（補償の対象となる方）は、以下のサービスをご利用いただけます。

生活安心サポート

- **健康・医療ご相談**（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- **ホームヘルパーサポート**（ホームヘルパー業者のご紹介）
- **暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談**（法律のご相談／税務のご相談）

医療カウンセリングサービス

- **セカンドオピニオンのご相談**

健康安心サポート

- **健康検診サービス**（人間ドック施設のご紹介／PET検診施設のご紹介）
- **健康・医療ご相談**（健康・医療のご相談／病院情報のご提供／夜間休日医療機関情報のご提供）
- **介護安心サービス**（介護安心相談／介護に関する業者・施設情報のご提供／認知症TESTER（テスター））
- **メンタルご相談**（メンタルヘルスのご相談）
- **暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談**（法律のご相談／税務のご相談）

GN25-300063

CareWiz トルト for me

- **歩行機能分析**　■**口腔機能分析**

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。 ただし、「CareWiz トルト for me」については、各特約の補償対象となる方も利用可能です。
※サービスは、事前に お知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社がご提供します。
※「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」は保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
※「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」はサービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
※「CareWiz トルト for me」のご利用にあたっては、スマートフォンなどが必要です。
※「CareWiz トルト for me」の分析結果はあくまでも目安であり、ご利用者の状態を断定するものではありません。
※「CareWiz トルト for me」のサービス利用料は無料ですが、通信料はサービス利用者負担となります。また、保険期間中の利用回数に制限はありません。
※上記は「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」「CareWiz トルト for me」の概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または右上のコードより「団体総合生活補償保険サービスのご案内」を読み込みご確認ください。コードからご確認できない場合は取扱代理店または引受保険会社へご請求ください。

共済医療保障プラン　取扱内容

■加入資格
2027年1月1日において、満89歳以下でJTBグループに在籍していたOBOGご本人、および配偶者、子ども。
※JTBグループに在籍していたエビデンスをご提示いただく場合がございます。

■保険期間（ご契約期間）
2027年1月1日午後4時～2028年1月1日午後4時までの1年です。

■掛金払込方法
ご指定いただきました口座より引き落とします。

■別途プランのご案内
退職時に移行後の引受保険会社所定の条件を満たす場合に、退職時における補償内容の範囲内で、改めて健康状態についての告知を行なうことなく終身の個人保険に移行いただけるお取扱いがあります。
※個人保険の内容は、損害保険の団体契約と異なります。個人保険の内容（補償範囲、保険金額等）・手続き・移行後の引受保険会社等の詳細については、移行時にご案内いたします。
※本取扱いは、移行後契約の契約日時点の年齢が75歳以下（終身払の場合は85歳以下）で団体総合生活補償保険に2年以上ご加入いただいている方が対象となります。
※本取扱いは今後変更となることがあります。
なお、本取扱いについては東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社　JTB営業部までお問合わせください。

■税法上の取扱い
払い込んでいただいた保険料のうち、所定の金額については、税法上の生命保険料控除（介護医療保険料控除）の対象となります。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。※上記「税法上の取扱い」は今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■自動継続について
ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満89歳まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。
この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。
（ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

この保険はJTB共済組合を保険契約者とし、JTB共済組合の退職者を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
団体総合生活補償保険のご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（JTB共済組合）に交付されます。

（取扱代理店）
東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社　JTB営業部
〒103-0027　東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング８F
TEL：0120-981-756

（引受保険会社）
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第六部　営業第一課
〒101-0062　東京都千代田区神田駿河台4-6
TEL：050-3461-0076
FAX：03-6748-7876

三井住友海上火災保険株式会社とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、関係当局からの合併認可を前提に2027年4月1日に合併し、「三井住友海上あいおい損害保険株式会社」となります。部署名、電話番号等も変更（予定）となります。

（2026年8月承認）A26-101412

JTB共済組合の退職者のみなさま

JTB共済組合

2027年

共済医療保障プラン

（団体総合生活補償保険）

（退職者専用）

保険期間（ご契約期間）	2027年1月1日午後4時から1年間
継続加入の場合	特にお申し出のない場合、前年度と同一加入タイプにて継続扱とさせていただきますので、加入申込票のご提出は不要です。 ＜2026年1月以降のご退職により、今年度より退職者専用プランへ移行される方＞ ご退職時に移行希望を代理店へ申告済みの方は、加入申込票のご提出は不要です。
加入内容変更の場合 脱退の場合	「加入申込票兼被保険者明細書兼健康状態告知書」記入見本をご覧ください。
提出先	東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社　JTB営業部 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F TEL:0120-981-756
保険料払込方法	ご指定の口座より引落しとなります。 引落しは2027年3月8日の予定です。

申込締切日：2026年10月22日（木）

〈JTB共済組合と引受保険会社からのお知らせ〉
本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】
本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。
ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。
詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（https://www.aioinissaydowa.co.jp/）をご覧ください。

（ご注意）
このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明　契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。 ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

本パンフレットの内容は2027年1月1日補償開始の場合です。
記載の申込締切日以降もお手続き可能ですが、補償開始日や保険料が異なりますので、詳しくは取扱代理店までお問合わせください。

特長

- JTBグループのスケールメリットで割安な掛金で加入できます。
- 病気・ケガでの日帰り入院から補償します。
- 傷害補償特約に「天災危険補償特約」がセットされています。地震・噴火・津波によってケガをした場合にもお支払いします。
- 疾病補償特約に「特定精神障害補償特約」が自動セットされています。
- 保険期間は1年の継続型で、ご継続時満89歳まで継続できます。
- 疾病については、1回の入院あたり180日を限度とし、支払対象期間は1,095日となります。
  傷害については、1事故あたり180日を限度とし、支払対象期間は180日となります。
- 病気やケガで所定の手術を受けた場合、入院中の手術・放射線治療（病気のみ）は入院給付金（日額）の10倍、入院中以外の手術は入院給付金（日額）の5倍を給付します。
- 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に発病した病気(注)については、保険金をお支払いできません。
  ※上記の取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約された場合」または「ご契約時に自覚症状がない病気等であっても、それが保険期間の開始時よりも前に被ったものである場合」であっても適用されますのでご注意ください。ただし、保険期間の開始時からその日を含めて365日を経過した後に病気により入院を開始した等の場合には、保険金をお支払いできることがあります。
  (注)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。医学上因果関係がある病気とは、医学上重要な関係にある一連の病気をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。
- 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合は、「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご確認ください。

傷害・疾病入院給付金（日額）と一時払掛金

- 団体契約加入申込票に現在のタイプが打出しされています。
- 現在ご加入の方で、契約条件に変更なしの方は団体契約加入申込票の記載・提出は不要です。
- 天災危険補償特約・特定精神障害補償特約セット

加入タイプ		A	B	C	D
傷害・疾病入院給付金（日額）		10,000円	8,000円	5,000円	3,000円
傷害・疾病手術給付金		入院中の手術：入院給付金（日額）の10倍　入院中以外の手術：入院給付金（日額）の5倍			
疾病放射線治療給付金額		10万円	8万円	5万円	3万円
男女共通一時払掛金（年払）（2027年1月1日時点の満年齢です）	0歳(生後15日以上)～4歳	21,770円	17,420円	10,890円	6,530円
	5歳～9歳	11,040円	8,830円	5,520円	3,310円
	10歳～14歳	10,280円	8,220円	5,140円	3,080円
	15歳～19歳	9,610円	7,690円	4,810円	2,880円
	20歳～24歳	10,780円	8,620円	5,390円	3,230円
	25歳～29歳	13,460円	10,770円	6,730円	4,040円
	30歳～34歳	15,540円	12,430円	7,770円	4,660円
	35歳～39歳	16,080円	12,860円	8,040円	4,820円
	40歳～44歳	16,020円	12,820円	8,010円	4,810円
	45歳～49歳	18,670円	14,940円	9,340円	5,600円
	50歳～54歳	24,460円	19,570円	12,230円	7,340円
	55歳～59歳	32,480円	25,980円	16,240円	9,740円
	60歳～64歳	45,590円	36,470円	22,800円	13,680円
	65歳～69歳	62,360円	49,890円	31,180円	18,710円
	70歳～74歳	94,920円	75,940円	47,460円	28,480円
	75歳～79歳	150,840円	120,670円	75,420円	45,250円
	80歳～84歳	254,070円	203,260円	127,040円	76,220円
	85歳～89歳	371,490円	297,190円	185,750円	111,450円

※疾病：入院支払限度日数180日・支払対象期間1,095日・免責期間0日、傷害：入院支払限度日数180日・支払対象期間180日・免責期間0日
※全てのタイプに、傷害・疾病手術給付金・疾病放射線治療給付金（入院中の手術・放射線治療（病気のみ）は傷害・疾病入院給付金（日額）の10倍、入院中以外の手術は傷害・疾病入院給付金（日額）の5倍）がセットされています。
※この掛金は、団体割引25%（被保険者（本人）が5,000名以上10,000名未満）、損害率による割引20%を適用しています。
※当パンフレットにおいては、「保険料」を「掛金」、「入院保険金日額」を「入院給付金（日額）」、「手術保険金」を「手術給付金」、「放射線治療保険金」を「放射線治療給付金額」と記載しております。

【ご加入の際には】

「加入申込票兼被保険者明細書兼健康状態告知書」の記載事項（特に被保険者の満年齢、健康状態の告知など）にお間違えがないか十分ご確認ください。記入事項が事実と異なる場合にはご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- 項目名に「※」が付された欄は告知事項となりますので、間違って記入された場合は、該当部分を二重線で抹消して、訂正署名のうえ、正しい内容をご記入ください。
- 令和5年9月30日以前始期契約に加入された方で「過去の健康状態告知内容」欄に印字がある場合は、「健康状態告知書質問事項、回答欄記入例」および「「特定疾病等対象外欄」にコード等の記載がある方へ」をあわせてご参照ください。補償対象外となる疾病は、再告知により対象外の条件を削除できる場合があります。

〈ご注意〉
・健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項（年齢・他保険加入状況・保険金請求歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
・健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や、回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（注）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（注）から1年を経過していても、回答がなかった事実、または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時（注）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
（注）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時となります。
・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

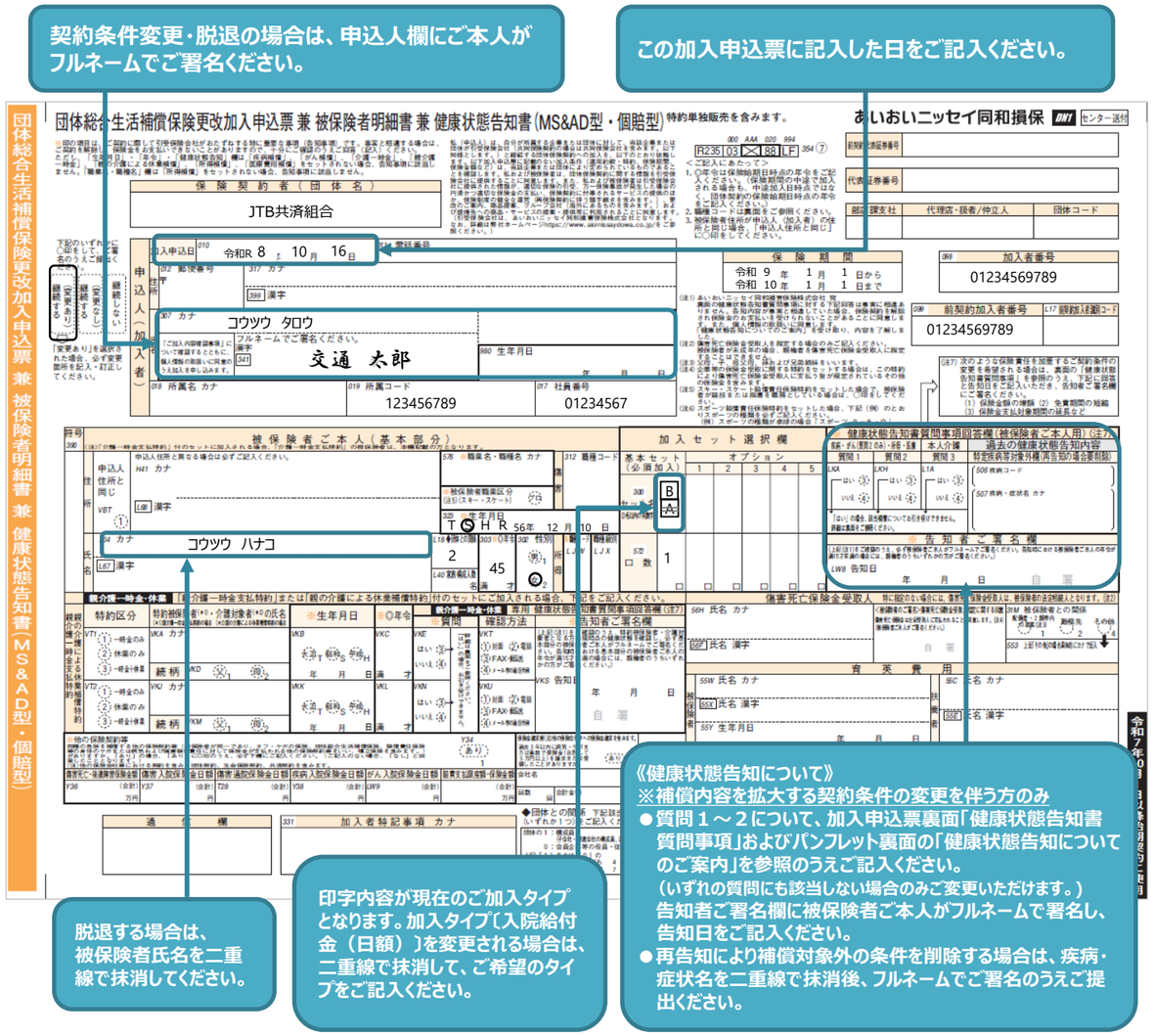

※この「加入申込票兼被保険者明細書兼健康状態告知書」は記入要領用のものであり、実際に配布されたものと内容が異なることがあります。